

## 15 資格制度関係

### (1) 業務独占資格等

#### ) 横断的見直し

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
合否判定基準等の公表 (見直しの基準・視点)	不動産鑑定士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、公認会計士試験、税理士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験及び行政書士試験において更に合格発表を迅速化する。			12年度 (検討)	<p>(金融庁)</p> <p>適正な試験実施の確保に配慮しながら、可能な限りの合格発表の迅速化を図るため、その実施の諸方策について、引き続き検討を行っている。</p> <p>なお、公認会計士試験制度全体の見直しを含む公認会計士法の一部改正案を第156回通常国会に提出しており、新試験制度においても、できる限り合格発表の迅速化に努めたい。</p> <p>(法務省)</p> <p>司法試験については、第2次試験の出願者数が5年間で約1.5倍に増加しており、また、司法試験管理委員会は、平成14年度以降の試験に関し、司法制度改革審議会意見を最大限尊重する旨の決定(平成13年11月9日)を行い、合格者数の増加を図ることとしていることから、合格発表の更なる迅速化は困難な状況にあるが、適正な試験実施の確保に配慮しつつ、可能な限りの合格発表の迅速化を図るため、その諸方策について引き続き検討を行う。</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、従来から合格発表の迅速化に努めてきているところであり、今後ともできる限り迅速化に努めたい。</p> <p>なお、各試験における過去5年の合格発表日は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・司法書士試験</li> </ul>	

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
					<p>平成10年度 11月11日  平成11年度 11月10日  平成12年度 11月8日  平成13年度 11月5日</p> <p>・土地家屋調査士試験</p> <p>平成10年度 12月10日  平成11年度 12月9日  平成12年度 11月30日  平成13年度 11月27日  平成14年度 11月26日</p> <p>（厚生労働省）  社会保険労務士試験については、解答方式を全てマークシート方式に変更し、採点の合理化を図ることにより、平成13年度試験以降は、平成12年度と比べ2週間程度早め11月15日頃に合格発表を行っている。</p> <p>（経済産業省）  弁理士試験については、短答式（多枝選択式）筆記試験については答案がマークシート方式のため、機械の性能アップ等により機械処理期間の短縮を図り、13年度から10日程度短縮した。口述試験についても事務処理の見直しにより13年度から10日程度短縮した。</p>	